書 評

有馬斉著

『死ぬ権利はあるか――安楽死、尊厳死、自殺幇助の是非と命の価値』

(春風社、2019年)

久保田 進一

はじめに

現在、生命倫理において、患者の自己決定は尊重されなければならないということが一般的に認められている。これは過去の人体実験やヒトの研究における非倫理的な行いによる反省からくるものである。したがって、治療において、インフォームド・コンセントを通して、患者の自己決定を尊重しなければならないという規定がなされているのである。それによって、ニュルンベルク綱領(1947)やヘルシンキ宣言(1964)やリスボン宣言(1981)らが患者の権利宣言として採択されているのである。

今回、出版された有馬氏の『死ぬ権利はあるか』 という著書は、安楽死、尊厳死、自殺幇助につい て、自己決定として「死ぬ権利」は認めてもいい のかどうかの是非について、議論されている。非 常に刺激的な内容であり、多くの文献を通して議 論がなされている。生命倫理の分野で、重要な文 献となるにちがいない。

さて、私は「自己決定」について、コメントを 行っていきたい。本来、自己決定のあり方は治療 目的が主であり、そのことから考えれば、「死ぬ 権利」まで認めていいのかどうかは、確かに行き 過ぎのようにも思える。しかし、一方で、治療を しても完治しないし、あとは苦痛のみしか与えら れないという状況であれば、安楽死を希望する患 者の気持ちも理解できる。むしろ、安楽死の実行 は慈悲であるように思える。したがって、終末期 において本人が死を望んでいれば、死ぬことに いても自己決定権として認めてもいいのではない かと思える。実際、安楽死を認めている国が存在 しているのも事実である。そこで、主として第1 章の「自己決定」について、批判検討を行いたい と思う。

1 自己決定至上型について

1.1 ドゥオーキンの主張

有馬氏は自己決定に訴える容認論として、二つのタイプを取り上げている。それは、自己決定至上型とバランス型というものである。自己決定至上型とは、患者の自己決定が常に優先するべきだと考えるタイプの論であり、バランス型とは、場合によって自己決定より利益などの他の価値が優先することを認めるタイプの論である。そして、本章の議論が正しければ、バランス型の立論をしなければならないとし、有馬氏は自己決定至上型について批判をするのである。その批判の対象は、ドゥオーキンとブロックの主張に対してである。

まず、批判の対象となるのは、宗教的寛容の原 則に訴えるドゥオーキンの立場である。この立場 は、宗教的寛容の原則を前提とし、患者の死期を 早めうる医療者のふるまいは正当化できると主張 するものである。ドゥオーキンのいう宗教的信念 とは、一般に、「人間の命には、その命の主体で ある人にとっての価値を超越した価値がある」こ とを認める内容の信念である。このドゥオーキン のいう価値とは「神聖な価値」あるいは「内在的 な価値」とも呼んでいる。(p. 76)「その価値[= 生命の神聖さ〕が意味するところについて他人の 指図を受け入れることのできるほどそれを些細な ものとみなすことはだれにもできない」とする。 したがって、ドゥオーキンは、自分の死にかたに かんする個人の決定が、人命に宿る神聖さを守ろ うとする第三者の行為と衝突しうることを認めつ つ、しかも常に前者が優先するべきだと考える。 このことを有馬氏は自己決定至上型の代表的な例 として取り上げる。(p. 78)

1.2 ブロックの主張

また、ブロックの考えも紹介している。ブロックは患者の死期を早めうる医療者の各種ふるまいについて擁護する論をインフォームド・コンセント(IC)の原則の上に基礎づけている。ICの原則に基づく医師患者間関係の目的は、ひとつは患者の福利を守ることであり、もうひとつは、患者の自己決定あるいは自律を尊重することである、(p. 78)とのことである。すなわちブロックによ

れば、「判断力を有する患者」が、「生命維持装置を使うという選択肢は、治療を差し控えるために死ぬという選択肢より、利益と負担の総和において劣る」と判断したなら、その選択は尊重されなければならない。(p. 79) ブロックの主張もドゥオーキンと同様に、自律的な個人の死にかたにかんする自己決定が常に尊重されるべきというものであり、自己決定至上型の主張なのである。

2 有馬氏の自己決定至上型に対する批判

2.1 第一の批判について

有馬氏は、自己決定至上型の主張に対して三つの批判を行っている。まず、第一の批判から見て みよう。有馬氏は次のように述べている。

「第一の批判は、患者の選択が、本人の利益だけでなく、家族など他人の利益や権利とも対立しうるという事実に注目する。他人の利益や権利と比べても常に本人の選択が優先的に尊重されるべきだとは考えられないとする批判である」(p.82)

まず、第一の批判についてのドゥオーキンとブロックに対して、十分に吟味できているとはいいがたいとしている。ドゥオーキンはこの問題については言及するだけで検討していない (p. 83)、としている。また、とくに死にかたや死ぬタイミングの選択にかかわる個人の宗教的信念が、他人の利益と衝突する局面については言及さえしていないとする。理由はいくつか考えられるとのことである。何れにしてもドゥオーキンの議論展開は不十分という他はないとする。

ブロックについては、この点について考察はしているものの、やはり根拠があきらかに不十分であることに加え、一目して一貫しない論述も見られる(p.84)とのことである。

そこで、有馬氏はドゥオーキンやブロックのテキストから離れて独自の検討を進めていく。問題設定としては「死にかたにかんする患者の自己決定について、それが第三者の利益や権利とも衝突しうる事実を直視しつつ、あくまで常に優先されるべきと考えることはできるか。この考えに根拠

を与えることは可能だろうか」(p. 85) というものである。

有馬氏の結論は、「この問題は、第三者として 想定されているのがだれかによって検討のしかた や答えを変えるのがおそらく適切である。患者の 選択に常にしたがうべきだという主張は、そのう ち一方では場合によってあきらかに正当化不可能 だが、もう一方では正当化の余地があり、また一 般的感覚によっても支持される」(p. 85) という ものである。そこで、有馬氏は、ここで出てくる 第三者について二種類に区別する。(ア) 家族や 介護者といった当該患者の周囲にいる人々と、 (イ) 地理的時間的に散らばっていながら同じ医 療資源を必要とする他の多数の患者、の二種類で ある。この二種類とは、ダニエルズがミクロとマ クロの二種類に区別したことに該当する。ただし、 ここでは詳しく吟味しておらず、(ア)のミクロ・ レベルの衝突は、第2章第9節に持ち込まれてい る。また、(イ)のマクロ・レベルの課題は第3 章に持ち込まれている。ただし、有馬氏も述べて いるように、「マクロ・レベルの衝突については、 重要な課題と認めつつ、しかし同時に考察される べき課題ではないからと、ひとまず棚上げにする 態度がまちがいだとはいえない」(p. 87) として いる。そして、第3章において、取り上げられて はいるが、患者の自己決定の問題というよりは「医 療費の高騰」ということで、政策的な課題という 面が大きい。実際、有馬氏も「この問題について は、本書では最後まで大部分を棚上げにしたまま 考察を終えることになる」(p.88) としている。

そこで、第2章の9節に見られる(ア)のミクロ・レベルの衝突について言えば、これは、患者とその家族間の衝突の問題である。この問題については、三つに分けて考察されている。その三つの場合とは、患者と家族で話し合っても折り合いがつかない場合、患者が判断力を欠いている場合である。ここで、「死ぬ権利と自己決定」に絡めて考えるのであれば、患者が判断力を欠いている場合、患者が知覚と意識を不可逆的に喪失している場合、患者が知覚と意識を不可逆的に喪失している場合は、除いてもいいだろう。本書で議論されたように、患者と家族の折り合いがつかない場合に、

患者の延命が家族の大きな負担になるなら医療者 があいだに入り患者に延命を諦めるよう諭すこと も正当化できるとするハードウィッグの主張に は、アッカーマンの指摘のように無理があるのは 当然のように思われる。

しかし、私がここで聞きたいのは、ハードウィッ グの意見とは逆の場合はどうなのであろうか。患 者本人が死を望んでいるのに、家族が延命を望む という場合である。有馬氏も述べているように「対 立衝突が調停しきれない場合、最終的には患者の 選択を優先するべきとする見方が、国内でも広く 受け入れられつつあるといえるだろう」と。する と、本人が延命を望まず、死を望むのであれば、 安楽死を認めてもいいのではないかと思えるので ある。

また、有馬氏は家族と話し合って折り合いをつ けることができた場合でも、第四の場合として問 題になると言う。どういう場合かと言えば、「家 族と話し合った患者が、家族の利益のために死ん でもいい(迷惑をかけるくらいなら死んでしまい たい)という場合 | (p. 254) とのことである。こ の問題は次の二つの論点によって、一層複雑化を なしているとのことである。「論点のひとつは、 患者が心の底からそのように(死にたい)思って いるとしても、それでもはたしてこのような理由 で個人が死のうとするのを許すべきかの点」(p. 254) と「もうひとつの論点は、上辺ではそのよ うにいう患者が実のところ心の底では延命したい という希望は持っており、ただ家族から受ける心 理的圧力のまえで本音を出せないでいるにすぎな いという可能性についてどう評価するかの点」 (pp. 254-255) である。これらの問題は第Ⅱ部第 4章で検討されていることではあるが、問題の先 送りにしか思えないのである。

論点の前者について言えば、自己決定という価 値を尊重すれば、それは尊重しなければならない だろう。もちろん、判断力がまともであり、終末 期の患者であることが前提ではあるが。後者につ いて言えば、そのように表明している以上、本人 の意思として判断するしかないように思える。だ から、患者の気持ちを十分に理解するために話し 合いが大事であり、患者が普段からどう考えてお

り、そのように判断したなら、そのことを周りも 受け入れなくてはいけないだろう。いつまでも、 それは患者の本心ではないと疑っていたら、それ はむしろ、患者の自己決定権を侵害する恐れがあ るのではないだろうか。

そして、改めて、有馬氏に次のことを聞きたい。 自己決定至上型は、何故支持できないのか。そし て、その支持されない根拠は何なのかを明示して もらいたいと思う。

2.2 第二の批判について

次に、第二の批判について、見てみよう。有馬 氏は次のように述べている。

「第二の批判は、死にたいという患者の中 には、うつ病の患者や年少者など、判断力を 欠いていてものごとを適切に理解したり考え たりすることのできる精神状態にはない個人 も含まれる、という事実に注目する。もちろ ん判断力を欠いている患者の決定であっても 常に尊重されなくてはならない、などのよう に主張する人はだれもいない。しかし、いっ たんこのことを認めると(つまり、この理由 から必ずしも患者の自己決定を尊重するべき とはいえない場合もあることをいったん認め てしまうと)、患者の自己決定を他の重要な 価値とバランスする必要がないという主張は 成立しなくなるように見える。この点を指摘 する批判である」(p. 82)

有馬氏は第二の批判として、判断力が自律的か どうか、さらに言えば、尊重に値するかどうかと いう問題で批判している。確かに未成年やうつ病 の人や認知症の患者等の判断力を尊重するわけに はいかないのも事実である。その点については、 有馬氏に賛成する。しかし、患者の選択が本人の 利益に反しているからと言って、パターナリス ティックに扱ってもいいのであろうかという疑問 がある。そして、「医療者からみて患者自身の福 利に反すると思われる患者の選択は、自律的では ないとみなされて尊重されない可能性が出てくる からだ」(pp. 93-94) となると、これは自律的で

ある患者も、自律的でないと扱われることに等し くなってしまう。このことは、ブロックも述べて いるように、「患者の選択が本人の利益に反する ように見えることは、患者の判断力を疑うきっか けにはなるかもしれないが、判断力がないと結論 する理由にはならない」のである。このパターナ リスティックな扱いを認めることは、患者の自己 決定権の侵害であると言わざるを得ない。このこ とは、パターナリズムという名目で医療者側の一 方的な考えに従うことになるし、自由主義社会で 認められている愚行権を認めないことになってし まうのではないだろうか。ある意味、パターナリ ズムは成人したまともな判断力を持ち、自律して いる人にとっては、余計なお節介なことにならざ るを得ないだろう。ここで、有馬氏に愚行権につ いて、どういうふうに考えているのかを聞きたい。 パターナリスティックな行いをするために、愚行 権など認めないという立場なのか。

また、有馬氏は事例⑦として性格が未熟な患者 を例に挙げている。骨髄移植を受けた患者が不安 にかられ始め、自宅に帰りたいと強く要求してき たが、深刻な免疫障害があるため、医師は自宅に 帰させるわけにはいかないので、心療内科医に彼 女に判断力のないことをはっきりさせてほしいと いうものである。しかし、これは、患者を強制的 に入院させるということになってしまう。もちろ ん、医師の立場から言えば、帰すわけにはいかな いが、だからといって、心療内科医に判断力のな いことを示すために依頼するのは、患者の自己決 定に反するのではないだろうか。医師には患者を 説得することはできても、患者自身が自宅に帰り たいというのであれば、強制的に入院させること はできないと思われる。帰宅したら、取り返しの つかないことになり、責任は持てないということ を患者に話し、患者の不安を取り除き、入院して いる方が賢明であることを訴え続けなければなら ないだろう。ここで、有馬氏に次のことを聞きた い。せん妄やうつの状態もなく成人した患者が普 段通り振る舞っていて自律的な選択とみなせるの なら、医師はその患者の選択を尊重するしかない のであって、逆に、自宅に帰させないというのは 患者の自己決定権を侵すことになってしまうので

はないのか、という点である。

2.3 第三の批判について

「第三の批判によれば、自己決定至上型の容認論は、たとえば経済的動機による自殺を他人が幇助すること等、あきらかに許容されるべきでないように思われるふるまいまで正当化してしまう点に問題があるとされる」(p.82)

有馬氏は第三の批判について事例®の経済的な 理由で苦しんでいる人の自殺念慮と事例9の久坂 葉子の自殺を挙げている。これらも自己決定至上 型の例と見ることはできる。そして、ドゥオーキ ンやブロックの立場であれば、事例®の経済的な 理由で苦しんでいる人も医師による自殺幇助が許 容できると結論しなければならないとする。そし て、事例9の久坂葉子の自殺の場合でも、作家本 人が自殺を望んだとすれば、その自殺を医師が幇 助することもまた許容できると考えなくてはなら ない、とする。有馬氏は、これらの例は多くの人 にとっては受け入れがたい考えであると考えてい る。この意見については概ね賛成である。しかし、 敢えて自己決定至上型の立場に立てば、本人が死 にたいという本人の要請があれば、本人の希望通 り死なせてあげるために、第三者による致死薬の 処方や投与を許してよいのではないかという考え もある。有馬氏は「もっとも、本当にそんなふう に考える人は、かりにあるとしてもごく僅かにち がいない。この考えは最初からほとんどの人の直 観に反するだろう」(p. 120) と述べているが、敢 えて有馬氏に聞きたい。そのようなことは本当に そうであろうか。むしろ、他人に対して関心もな ければ、お互いに干渉しあわないような現代にお いては、かなりいるのではないだろうか。それこ そ、他人に迷惑をかけない限り、死にたいという 本人がどうなろうと「私には関係ありません」と いう人が多いのではないだろうか。もちろん、家 族や友人などごく身近な人であれば、そうは思わ ないかもしれないが、人間関係が希薄な時代では、 有馬氏が述べるように「ごく僅か」とは言えない のではないだろうか。むしろ、かなり多いし、人々 の直観に反しているかどうかも即答できないので はないだろうか。

おわりに

最後に、有馬氏は安楽死については自己決定権 を認めないとしても、有馬氏の考える自己決定権 というのはどの範囲までを考えているのか、とい うことについてお聞きしたい。というのも、自己 決定権とは、近代社会における人権の一つである と考えられるからである。それは、自分の生活や 生き方において、自分のことは自分で決められる ことであり、そこには他人の干渉を受けることは ないということである。このことを認めることに おいて、敢えてカントを持ち出すまでもなく、自 由な存在としての人間が確立されるのである。現 代では、死ぬ権利まで認めてもいい風潮があり、 安楽死を認めている国もある。死ぬ権利まで認め るのは、行き過ぎかもしれないが、そこに制限を 引く根拠も難しい。それなら、敢えて自己決定権 を徹底させるためには、死ぬ権利まで認める方が はっきりするのかもしれない。そこで、死ぬ権利 を認めない有馬氏に、自己決定権としてどこまで の範囲を考えており、その根拠は何によるのかを 明確にしてもらえるとありがたい次第である。

以上、いくつかの点について疑問点を挙げまし た。なかには重複した質問もあると思いますが、 有馬氏の明確な返答を期待しつつ、勉強させて頂 きたいと思います。

注

本文のページ数は、すべて、有馬斉『死ぬ権利は あるか』(春風社)(2019)のページ数である。